

## 第17回南島原市農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和元年11月26日(火)午後2時03分～午後3時25分
- 2 開催場所 有家庁舎2階会議室
- 3 出席委員  
(農業委員)
- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1番 水田 勇  | 2番 竹下正廣  | 3番 林田康德   | 4番 山下勝也   |
| 5番 松川 正  | 6番 寺田健蔵  | 7番 植木健太郎  | 8番 永池弘美   |
| 9番 岡本敬一  | 10番 平 光正 | 11番 小川一英  | 12番 岩永豊一  |
| 13番 山口繁富 | 14番 長橋世紀 | 15番 太田香代子 | 16番 多比良豊徳 |
| 17番 山本幸彦 | 18番 中野裕二 | 会長 中川繁憲   |           |
- (農地利用最適化推進委員)
- |           |          |           |          |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 19番 大平幸博  | 21番 内田一郎 | 22番 本多利任  | 23番 中村修治 |
| 25番 井村秀裕  | 26番 太田義基 | 27番 本村龍次  | 28番 寺田秀則 |
| 29番 田浦康智  | 30番 末吉秀明 | 31番 伊藤忠雄  | 32番 田中八郎 |
| 33番 相川 徳  | 34番 山口俊一 | 36番 荒木登司郎 | 37番 岡田裕弥 |
| 39番 中村康弘  | 40番 原田久也 | 42番 楠田耕三  | 43番 寺田俊秀 |
| 44番 末續公德  | 45番 宮崎 努 | 46番 木下勝徳  | 47番 宮崎陽一 |
| 48番 相良栄一郎 |          |           |          |
- 4 欠席委員  
(農地利用最適化推進委員)
- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 20番 北岡新市 | 24番 井村正則 | 35番 松尾和昭 | 38番 神崎好史 |
| 41番 野原重光 |          |          |          |
- 5 議事録署名委員 15番 太田香代子 16番 多比良豊徳
- 6 事務局出席者 松尾 強 柴田勝則 本多 守 森 貴之 荒木治重  
山口梨沙

### [ 日 程 ]

- 議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第92号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第94号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第95号 農用地利用配分計画(案)にかかる意見について

事務局（〇〇） それでは、定刻過ぎておりますけれども、ただいまから第17回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、20番北岡推進委員、35番松尾推進委員、38番神崎推進委員、41番野原推進委員の推進委員4名から欠席の届けがっております。まだ出席されていない方もいらっしゃるみたいですが、出席農業委員数は19名で、過半数には達しておりますので総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第17回農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様、大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

今月14、15に実施しました視察研修におきまして、宮崎県新富町ということで、長時間の移動で大変だったかと思えます。13名と若干少ない参加でありましたが、新富町の農地の集積・集約化に向けての取り組みについて、大変熱心に研修をしていただきました。今回の視察研修の報告を議案終了後に平委員からお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、農地利用最適化アンケート調査を市内全域で農事組合長を通じて行っておりましたが、回収実績の悪い地区につきましては、委員、推進委員の皆様にご足労をおかけしますが、担当から総会終了後に調査法について説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

農業者年金のFMひまわりラジオのPRは、10月29日、北有馬地区を皮切りに、昨日は有家地区と、全8回のうち前半が終了いたしました。出演された委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。ラジオを聞いて加入された方もいらっしゃると思いますので、新しい試みであります。12月23日、加津佐地区まで、ひとつよろしくお願いいたします。

本日は、総会終了後、前回、前々回に引き続きまして、農林課農業戦略班との意見交換会を開催いたします。主要テーマが4つありましたので、それぞれ意見交換できますよう来月の総会までに開催したいと思っておりますが、長時間にわたりますが、よろしく最後までお願いいたします。

それでは、事務局長から、農業委員19名中、欠席ゼロとの報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に15番太田委員、16番多比良委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 2ページをお開きください。

（議案第91号 番号1～5を朗読）

なお、4番につきましては営農計画書が提出されており、4ページでございます。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、いずれの案件も全て許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっており

ますので、1番、2番は有家の案件ですが、有家の委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

次に、3番、4番は北有馬の案件ですが、計画書も出ておりますが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

5番は南有馬の案件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

全体通して何かご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第92号 農地法第4条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局、説明をお願いします。

事務局(〇〇) 5ページをお開きください。

1、有家町〇〇、〇〇さん、有家町〇〇、地目、畑、現況、宅地、地積、2、380平米のうち1、924平米。転用の目的、牛舎用地。昭和63年から申請地と隣接する宅地とあわせて牛舎用地として利用している。農振内農用地でございます。こちらにつきましては、隣接する宅地と一体利用で、全体で3、268.38平米でございます。なお、平成31年4月18日付で追認許可相当と県から回答が来ております。

本案件につきましては、農地区分は農用地ではございますが、農業用施設用地として農振の軽微変更済みでございます。転用目的の牛舎等ですが、牛舎は建築面積386平米、サイロ225平米、どちらも木造平屋建てでございます。切り土、盛り土はされないで、現状のまま利用されます。雨水は自然流下で水路に放流、汚水は溜枡に集め、くみ取り。資金については現状のまま利用されるので発生いたしません。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月22日午前9時より、〇〇委員さんと〇〇委員、事務局3名で見えてまいりました。場所は、そのの庁舎の横の〇〇をずっと上に上って上って、〇〇という〇〇があるんですけども、それから左のほうに入って行って、〇〇というところがあるんですけども、それよりまた1kmぐらい上のほうに上ったところです。ここは、雨水のほうは、一番奥に白い屋根があるんですけども、あそこに堆肥舎のようなものがあって、あそこにタンクが掘られているそうです。そこに雨水も入って。一番手前のほうが側溝なんですけれども、そこには流れていかないというような状態でした。バキュームカーで汲んでから処理するという感じで言われておりました。ほかには家もないし何もないところでした。何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんの言われたとおり、何ら問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんから何かご意見等、ご質問等ありませんか。よろしいでしょうかね。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、県からも追認許可相当としての回答を得ておりますので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号1より、事務局、説明をお願いします。

事務局(〇〇) 6ページをお開きください。

1、諫早市〇〇、〇〇さんから、深江町〇〇、〇〇さんへ、深江町〇〇、畑、93平米。転用の目的、駐車場用地。申請地の近隣に居住しているが、駐車場が不足しているため駐車場用地として利用したい。権利の内容、贈与、時期、許可あり次第、期間、永久。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であり、第1種農地であると思われま

すが、例外規定、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」が適用されるものと思われま

す。転用目的の駐車場ですが、世帯で3台の車を保有されておられます。既存の駐車場は2台分しかとめることができず、子の帰省時や来客用の駐車場としても利用されるため、4台を駐車される計画でございます。造成については、最高90cmの切り土をし、石積み。地表面は碎石舗装。雨水については自然流下で、道路側溝に流れます。資金については自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月22日11時30分から、〇〇委員さん、それから〇〇委員さん、事務局3名、計6名で調査をしてまいりました。かなり狭いところですけども、今、赤線の上に赤道があるというか通って、そこはまた石垣を積んで崩れないようにするということと、雨水は道路の側溝に流すということだそうですので、何ら問題はないのかなというように思いました。ご協議、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員がおっしゃられたように、何の問題もないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 7ページをお開きください。

2、深江町〇〇、〇〇さん、千葉県千葉市〇〇、〇〇さんから、深江町〇〇、社会福祉法人〇

〇へ、深江町〇〇、地目、畑、地積、127平米ほか2筆、計601平米。転用の目的、グループホーム用地。申請地を譲り受け、障害者を対象としたグループホームを建築したい。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であり、第1種農地であると思われませんが、例外規定、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」が適用されるものと思われま。転用目的のグループホームですが、木造平屋建てで建築面積は355.64平米、切り土、盛り土はされないで、現状のまま利用されます。周囲は、道路、宅地、山林に囲まれています。雨水は道路側溝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流となります。資金は自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月22日11時50分から調査をしました。同行は、〇〇委員さん、〇〇委員さん、事務局3名、計6名で調査をしてまいりました。場所は、〇〇から上がって、〇〇がありますが、そこと国道57号、中間よりちょっと上ぐらいだと思えますけれども。見られたように、両方、向こうのほうにも道路があります、雨水はこちらのほうと向こうの道路側溝のほうに流すということと、あと、汚水は浄化槽を通してこちらの道路側溝に流すということでございましたので、何ら問題はないかと思えます。以上です。

議長 〇〇委員、今のこの写真は北側からの写真になるわけですね。

〇〇番〇〇委員 これは西側からの写真。

議長 西側からの写真ですね。わかりました。

現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員がおっしゃられるように、何の問題もないと思えます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 8ページをお開きください。

3、有家町〇〇、〇〇さんから、有家町〇〇、〇〇さんへ、有家町〇〇、地目、田、地積、572平米。転用の目的、駐車場用地。申請地を譲り受け、露天駐車場用地として整備し、株式会社〇〇に貸し付けたい。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は「市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、市役所(〇〇庁舎)の周囲おおむね500m以内の区域」であり、第2種農地であると思われま。転用目的の駐車場ですが、来客用の駐車場として20台の駐車計画です。造成につきましては、最高0.8mの盛り土をし、周囲に擁壁を設ける、地表面はアスファルト舗装。雨水については水路に放流されます。資金については自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 11月22日午前10時5分ごろ、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇庁舎から下のほうに向かって国道を西有家のほうに200mぐらい行ったところに〇〇とあるんですけども、その〇〇の前の畑です。雨水のほうも、あの西側が奥になるんですけども、そこに側溝があるんですよね。あそこが西のほうになるんですよ。そのほうに流れるということで、何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。何ら問題ないと思われます。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 9ページをお開きください。

4、有家町〇〇、〇〇さんから、西有家町〇〇、株式会社〇〇へ、有家町〇〇、田、564平米。転用の目的、資材置き場。申請地を借りて資材置き場として利用したい。権利の内容、賃借権、時期、許可あり次第、期間、10年間。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は「おおむね300m以内に市役所(〇〇庁舎)が存在する」、第3種農地であると思われます。転用目的の資材置き場ですが、碎石30立米、砂30立米、残土等50立米、砂については飛散防止のため転圧されます。地表面は碎石舗装。雨水については自然流下で水路に流れます。資金については自己資金で賄われます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、この案件は〇〇番〇〇委員が代理委任を受けて申請されたものであり、本委員会の申し合わせにより推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番原田推進〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番 〇〇委員退席 ———

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 同じく11月22日午前10時ごろ、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、さっきの〇〇さんから西有家のほう200mぐらい行ったところ、〇〇があるんですよ、〇〇の国道を挟んで反対側です。北側ですね。ここ、道路の向こうに石垣があるんです。そこも水路です。手前のガードレールのようなところも水路が入っていて、土砂も1m50ぐらいしか積まないということで、余り何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんの言われたとおり、何ら問題ないと思われます。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達します。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

—— 〇〇番 〇〇委員着席 ——

議長 次に、番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 10ページをお開きください。

5、有家町〇〇、〇〇さんから、長崎市〇〇、有限会社〇〇へ、有家町〇〇、畑、地積、2、380平米のうち445平米、ほか4筆、計1万603平米。転用の目的、太陽光発電施設用地。申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置したい。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であり、第2種農地であると思われまます。転用目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は2、880枚、高さ1.89m、設置面積は5、713.92平米。造成はされないで現状のまま利用され、周囲にはフェンスを設置されます。地表面はそのまま。雨水については、調整池を設け、その後、水路に放流されます。資金については自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番中野〇〇。11月22日午前9時ごろ、〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、事務局4名で、合計8名で見てまいりました。ここ、一番最初の案件にあったところ、あの白い小屋です、そこの真横ということで見てまいりました。太陽光ということです。真下のここが調整池ということで、2反ちょっとあるということです。ここを1m嵩上げして、水がたまるようにされるそうですので、余り外にこぼれることはないのかなと見てまいりました。奥のほうに流れる既存の水路があるんで、そこに流すということでしたんで。あとは何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 今、〇〇委員から調整池に嵩上げと言われましたけれども、下げるといいますか。訂正よろしいですか、それで。上げるんじゃなくて1m掘るといいます。はい。

現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。雨水関係以外は問題ないと思うんですけども、許可か何かをとるとい話はどうなったんでしょうか。

議長 事務局、よろしいですか。雨水関係ですね。

事務局(〇〇) 雨水につきましては、調整池のほうから水路のほうに放流をされるということで計画をされておられます。その水路のほうの管理の部分につきましては、今回の水路というのは農林課が所管になって管理をしている水路になります。その水路のほうに接続をするためには、流量計算をした上で、また、水路から川までの下流域の全ての土地の所有者の同意が必要ということで、そちらの分をもらって初めて水路のほうに接続ができるということになっておりますけれども、そこを確認された上で水路のほうに接続をするということで、〇〇のほうから回答をいただいております。以上でございます。

議長 〇〇番〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。ありがとうございます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等はありませんか。

非常に広い面積になりますので、何かご意見、ご質問等があればお願いします。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。昨日、一昨日だったと思うんですけども、排水をされるということで農林課が所管ということですが、その下流が個人の山になっておりまして、その下に水田を持っている方がおられまして、実際、水田は休耕してつくってはおられません、その方々が3名ほどで来られまして、そういうことができるということを聞いたんですけども、農業委員会としては承諾をさせたいんですかということでしたので、いや、まだ総会があっておりませんのでと言いましたけれども、今、矢印が引いておるんですが、あれよりちょっと右側に、あそこのほうに川が、なかなかこの川がうるさい川で、この水路に流れる前に、調整池、2,000平米を造って、そこに溜めるということだったんですけども、私もそういう説明をしたんですけども、それが例えば、堤体部分がコンクリじゃないものですから、掘るだけなら埋まってしまうのではないかという指摘を受けたもので、多分そうなると思ひまして、そうなったときには、また、多分掘らすはずですよと言いました。そしたら山のほうに、水があふれだした場合には、どのような対応をされるのでしょうか。ということでしたので、これは、さっきも説明がありましたように、農林課が管理されている水路に流すということには、この辺の皆さんの同意がなければ多分できないと思うんですけども、その辺の話があると思ひますのでは、と私は話しもして帰ってきたものですから、この辺を事務局としてはっきりと、ご迷惑をかけないというか、この申請者の人に私たちからはなかなか言いにくいところもありますので、事務局から申請者にそのようなことを言っただけならばと思ひます。下流の方が心配してみえられたものですから、できればそういう話をさせていただければと思ひます。以上です。

議 長 私も現地調査には立ち会いましたけれども、ここは素掘りで調整池はつくるということで、土羽関係には必ず崩れないような設計をお願いしますということをお願いして、あとのメンテ関係も続けるということでもありますので、多分言われるとおりに土砂がたまるかと思ひますので、そのときには、ちゃんとそれだけのメンテをされるということですので、それは確實、もう文書を交わしておられると思ひますので。それは、先ほど〇〇委員からの質問があったとおりに、事務局には水路以下の地権者の同意が必要ということは事務局が説明をしましたので、そのとおりに思ひますけれども、事務局、補足はありますか。

事務局(〇〇) すみません。先ほどの分ですけども、あくまでも同意をとるのは農林課関係の書類のなかで〇〇がとられるという形で、そこに農業委員会のほうが入るということとはございません。あくまでも、水路に接続したら、当然その後流れていく先の同意というのがないと農林課のほうも水路への接続ができないということで、農林課に提出する書類のなかで必要な書類ということになってきます。その分に対して〇〇が対応をされない場合は当然接続ができませんので、その場合はまた変更なり何なりの申請があろうかと思ひます。その場合につきましては、当然流末まで被害がないような形で工事をやってくださいというふうなことは既にお話をしていますので、そのあたりは心配ないかと思ひております。以上でございます。

議 長 その流末の同意というのは農業委員会が扱うべきの処理になるんですか。

事務局(〇〇) いえ、その分につきましては、あくまでも農林課ということですよ。

議 長 農林課ですね。

事務局(〇〇) はい。農林課のほうで〇〇に必要書類として求めるものでございます。

議 長 はい、わかりました。

〇〇番〇〇委員、よろしいですか。



〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、その写真を見ておりますと、どこから公道と接続しておるのがちょっと不明確であります。出入り口がどこなのか。第92号議案で出ました軽微変更の分については、一部、道路といいますか、そういった分に使用されるんじゃないんでしょうか。その辺の関係を説明お願いいたします。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 〇〇委員さんのご指摘のとおり、先ほど審議していただきました4条の〇〇さんの農業用施設用地のところを通ってもいいですよという承諾を、〇〇さんから〇〇のほうに出しておられるところがございます。あくまでも通っていいですよという内容になっております。

議長 よろしいですか。よろしいですね。

ほかの委員さんから何かありませんか。

(「なし」との声)

議長 ほかにありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうかね。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、この案件は3,000平米以上の転用申請であります、長崎県農業会議に諮問することになっておりますので、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

議長 次に、番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 11ページをお開きください。

6、南有馬町〇〇、〇〇さんから、南有馬町〇〇、株式会社〇〇へ、南有馬町〇〇、田、1,873平米。転用の目的、太陽光発電施設用地。申請地を借りて太陽光発電施設を設置したい。権利の内容、賃借権、時期、許可後、期間、30年間。農振内農用地外でございます。

本案件の農地区分は「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であり、第2種農地であると思われまます。転用目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は324枚、高さ2.12m、設置面積は540平米、造成は最高0.3mの盛り土、周囲にはフェンスを設置されます。地表面はそのまま。雨水については、素掘り側溝から水路に放流されます。資金については自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日の2時50分ごろより、〇〇委員、それに〇〇委員、事務局3名で現地を見てまいりました。現地は、〇〇線を口之津方面から来まして、〇〇のほうに入りまして、それから500mぐらい旧道に入って〇〇というところがございます。今、説明があつたとおりですけれども、南西側も太陽光発電ができておりまして、右側は、写真で車のところまで2mぐらいの道路があります。そして、車の右側のほうも地主が同じということですので、何ら問題がないんじゃないかなと見てまいりました。排水は、手前が大きな側溝がありまして、そこに手掘りで側溝をつくって流すということです。以上です。よろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。何ら問題ないと思われまます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第94号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) すみません。説明の前に、申しわけありませんが議案の訂正をお願いいたします。

14ページの21番、〇〇さんの住所を加津佐町〇〇と記載しておりますが、加津佐町〇〇の間違いでございます。あわせて、15ページの22番の住所も〇〇でございます。

あと1カ所ございます。16ページの40番、〇〇さんの住所を加津佐町〇〇と記載しておりますが、こちらにつきましては加津佐町〇〇です。

確認不足で申しわけありません。

それでは、今月の利用集積計画について説明させていただきます。

賃貸借権が40件で8万2,329平米、所有権移転が16件で1万8,855平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読します。なお、再設定及び借受人が長崎県農業振興公社の場合、朗読を割愛させていただきます。

12ページをお開きください。

(議案第94号 賃貸借権 番号1～2新規設定、所有権 番号41～48売買、番号49～51贈与、番号52～56売買を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまふ。以上でございます。

議長 ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第94号、農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第95号 農用地利用配分計画(案)にかかると意見について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 19ページをお開きください。

前回までの総会で協議していただいた集積計画決定分のものになります。読み上げは省略させていただきます。以上でございます。

議長 今の説明に対して何かご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告をいたします。

以上で議案の審議は終わります